

令和6年度  
介護予防事業「まちなか保健室」  
業務委託仕様書

令和6年2月

宇部市健康福祉部  
高齢者総合支援課

# 介護予防事業「まちなか保健室」業務委託仕様書

## 1 業務の趣旨

介護予防・認知症予防に関する知識を普及・啓発することにより、高齢者が要介護状態となることをできる限り予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活が継続できるよう支援することを目的とする。

## 2 期間

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

## 3 業務内容

「まちなか保健室」を開設し、以下の目標達成に向けた取組を企画して実施する。また、取組にかかる目標指標を自ら設定すること。

- (1) 市内全域で、生活の満足度や幸福感を持って日常生活を送ることができる高齢者を増やす。
- (2) 介護予防の無関心層（特に男性）に対し、健康づくりや認知症予防の動機づけを図る。
- (3) 本事業への継続参加者を確保し、地域における健康意識を根付かせる。
- (4) その他市が必要と求める事業。

## 4 実施場所

実施拠点を設定し継続的に開催することで、参加者の定着を図る。また、拠点とは別に各圏域を巡回し幅広く参加者を募ること。

なお、実施場所、設備等は受託者の負担で確保すること。

（圏域・・・東部・西部・南部・中部・北部東・北部西）

## 5 実施回数

それぞれの開催場所において、以下のとおり実施すること。

拠点 12回以上／年

巡回 各圏域を2回以上、年間12回以上実施すること。

## 6 委託料（上限額）

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 実績報告及び分析

受託者は、企画に応じた活動報告書を作成し、毎月、市に提出しなければならない。

また、上半期終了後には中間報告及び当該期間の分析結果を市に提出し、下半期の運営方針に反映させること。

## 8 守秘義務

受託者は、本業務に従事する者に対し守秘義務を課すこと。また、業務終了後においても同様とする。

## 9 事故発生時の対応

受託者は、本事業実施により事故が発生した場合、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 参加者に緊急を要する事態・事故等が発生した場合、受託者の責において適正に対処し、市、当該参加者の家族等に連絡を行うこと。
- (2) 事故等の詳細について速やかに市に報告すること。

## 10 賠償保険

受託者は参加者の本事業実施中の事故に備え、賠償保険等に参加し、対応すること。

## 11 中止・延期

荒天等により、やむを得ずまちなか保健室を中止・延期する場合、受託者は市と協議してその取扱いを決定し、速やかに参加者に連絡するものとする。

なお、中止・延期に伴い発生する一切の経費は受託者の負担による。

## 12 会計

委託料については、事業費の決算額をもって精算を行い、委託料に見合わない成果であった場合は委託料の一部又は全部を市に返還するものとする。ただし、委託料を上回る精算は行わない。